

2022年5月1日

若原会計事務所

代表税理士・公認会計士 若原芳治



若原会計事務所方針書

謹啓 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当事務所は、所員全員が貴社の永続的発展をご支援して参りたいと存じます。そのために以下の項目を徹底して参りたいと考えております。顧問契約書締結前に必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬白

1. 黒字決算の実現を徹底的に支援いたします。

貴社の黒字決算を実現するため、経営者が必要な情報をスピーディーに入手できる体制の構築を支援させていただきます。

正しい情報をもとにしなければ正しい経営判断は下せません。経営環境が目まぐるしく変化する昨今のような状況において、2か月前、3か月前の業績をもとに検討していたのでは、手遅れです。タイムリーな情報をもとに打ち手を考えることが業績向上のために必要です。また、会計事務所の本来のサービスである税務・会計指導以外に、経営助言、IT化支援、補助金申請サポートなど、貴社のニーズに合ったサービスを提供いたします。

2. 適法な節税対策を実施します。

当事務所は正しい申告と適正な納税を支援することを信条としており、脱税等脱法行為については、一切相談に応じることはできません。

ただし、決算検討会等で適法な節税対策については実施、提案させていただきます。

月次巡回監査体制を構築し、しっかりとした体制ができ次第、「税理士法第33条の2第1項の規定による書面添付」を実施します。

3. 毎月かならず巡回監査を実施します。

毎月かならず貴社に出向き、巡回監査を実施します。

このことにより、貴社の正確な月次損益が把握できるようになり、経営者の意思決定に役立つ情報、黒字決算に向けた情報を提供します。

また、巡回監査により、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確認します。これにより、貴社の会計帳簿の証拠力は格段に上がり、税務署及び金融機関等からの信頼度は抜群に高くなります。

4. 起票や帳簿の整理等は企業自らができるように指導いたします。

当事務所は、起票（伝票の記入、パソコンへの入力等）や帳簿の整理等、本来企業が自ら行わなければならない業務については一切行うことができません。ただし、契約当初においては、起票や帳簿の整理等は3か月以内に貴社自身でできるように繰り返しご指導申し上げます。

5. 経営に不可欠な業績管理体制の構築を支援いたします。

全企業に占める黒字決算企業は約3割とされています。一方で株式会社TKC（東証プライム上場企業）を利用している半数以上の会社が黒字決算を実現しています。そのため、当事務所では、株式会社TKCが開発した「TKC戦略財務情報システム」による自計化をご支援いたします。また、TKC継続MASシステムを活用して黒字決算を実現するための業績管理体制（PDCA体制）構築をご支援いたします。